

# 群馬県病院薬剤師会 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、群馬県病院薬剤師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を群馬県前橋市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、一般社団法人日本病院薬剤師会との連携のもと、病院、診療所、介護保険施設に籍を有する薬剤師の倫理及び学術水準を高め、質の高い薬物療法の確保を図ることにより、群馬県民の健康及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 薬剤師の資質の向上に関する事項
- (2) 学術大会、研修会、学術講演会等の開催に関する事項
- (3) 会誌の発行及びその他の刊行物の発行に関する事項
- (4) 一般社団法人日本病院薬剤師会との連携及び協力に関する事項
- (5) 関係諸団体との連携及び協力に関する事項
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

2 前項の事業は、群馬県において行うものとする。

## 第3章 会員

(会員資格)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

- (1) 正会員 群馬県内の病院、診療所、介護保険施設に籍を有し、本会の目的及び事業に賛同する薬剤師
- (2) 特別会員 本会の目的及び事業に賛同する正会員以外の薬剤師
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業を支援する団体又は個人
- (4) 有功会員 細則に定める規定により推薦され、理事会の同意を得て、総会で承認された者

2 正会員及び特別会員は一般社団法人日本病院薬剤師会の会員でなければならない。

(手続き及び任意退会)

第6条 本会に入会しようとする者は、会長に所定の届出をしなければならない。

- 2 会員で退会しようとする者は、会長に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。
- 3 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、前2項と同様に、その届出をしなければならない。

(会費等)

第7条 正会員、特別会員及び賛助会員は本会所定の会費及び負担金を支払う義務を負う。

2 有功会員は会費の納入を要しない。

3 既納の会費及び負担金は理由の如何を問わずこれを返還しない。

(会員資格の喪失)

第8条 第6条及び第9条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当するときはその資格を喪失する。

(1) 死亡したとき及び失踪宣告を受けたとき

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3) 賛助会員資格が消滅したとき

(4) 正会員、特別会員及び賛助会員が正当な理由なくして会費の納入を怠り且つ催告に応じないとき

(除名)

第9条 会員に本会の名誉を毀損し又は本会の目的趣旨に反するような行為があったときは、総会の決議を経て除名することができる。ただし、総会は議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が第6条2項、第8条及び第9条の規定によりその資格を喪失したときは、本会对する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務は、これを免れることはできない。

## 第4章 役員等

(役員の種類及び定数)

第11条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上、30名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1人を会長、5人以内を副会長とする。

(理事の職務・権限)

第12条 会長は本会を代表し、業務を執行する。

2 副会長は会長を補佐し、業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、職務を執行する。

(監事の職務・権限)

第13条 監事は理事の職務の執行を監査する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から互選により選定する。なお、

会長は選挙で選出された理事から選出する。

- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(役員任期)

第15条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。ただし再任を妨げない。

- 2 欠員として補充された役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は第11条に定める定数を下回る場合には、任期満了又は辞任により退任した後にも後任者が就任するまではその権利義務を有する。

(役員解任)

第16条 理事及び監事は、総会の決議により、解任することができる。

- 2 会長及び副会長は理事会の決議により解職することができる。

(名誉会長及び顧問)

第17条 本会に名誉会長及び顧問を置くことができる。名誉会長及び顧問は会員及び役員に該当しない。

- 2 名誉会長は本会に特に顕著な功績のあった会長のうちから理事会の推せん及び総会の同意を経て会長が委嘱し、その任期は終身とする。
- 3 名誉会長は会務を行わない。
- 4 顧問は理事会の承認を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。
- 5 顧問は会の運営に関し、会長のもとに依り、随時意見を述べるることができる。

## 第5章 総会

(構成等)

第18条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 3 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(開催、招集)

第19条 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要であると認めたとき
  - (2) 総正会員の議決権の5分の1以上より会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき
- 3 総会は理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 4 会長は第2項第2号による請求があったときは、すみやかに臨時総会を招集しなければならない。

(権限)

第20条 総会は次に掲げる事項を決議する。

- (1) 事業計画及び予算の承認
- (2) 事業報告及び計算書類の承認
- (3) 理事及び監事の選任及び解任

- (4) 有功会員、名誉会長の選任
  - (5) 会員の除名
  - (6) 会則の変更
  - (7) 理事会が付議した事項
  - (8) その他この会則に定められた事項
- 2 前項の規定に関わらず、個々の総会においてはあらかじめ目的として通知された事項以外の事項は決議を行うことができない。

(会議の成立)

第21条 総会は、正会員総数の過半数が出席しなければ開会することができない。

- 2 総会に出席できない正会員は、委任状その他代理権を証明する書面を本会に提出して、代理人（他の正会員に限る）にその議決権を代理行使させることができる。この場合、当該総会に出席したものとみなす。
- 3 名誉会長、顧問、有功会員、特別会員は、総会に出席することができる。ただし、議決権は有しない。

(議長)

第22条 総会の議長は、総会ごとに正会員の中から選出する。

(決議)

第23条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席正会員の過半数により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 理事及び監事の解任
  - (2) 会員の除名

(議事録)

第24条 総会の議事については議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には議長及び議長が指名した出席正会員2名が記名押印をしなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第25条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(開催、招集)

第26条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めた場合
  - (2) 会長以外の理事から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から14日以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- 2 理事会は、会長が招集する。ただし、前項第3号により理事が招集する場合を除く。
- 3 会長は、第1項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から1

4日以内に理事会を招集しなければならない。この期間が経過しても招集されないときは、各理事が理事会を招集することができる。

- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項をあらかじめ通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集手続を経ることなく開催することができる。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) その他重要な会務の決定

(会議の成立)

第28条 理事会は議決に加わることができる理事総数の過半数が出席しなければ開会することができない。

(議長)

第29条 理事会の議長は会長とする。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは出席理事の中から選出する。

(議決)

第30条 理事会の議決は、出席理事の過半数により行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議決の省略)

第31条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案した議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第32条 理事会の議事については議事録を作成しなければならない

- 2 議事録には出席した会長及び監事が記名押印をしなければならない。

## 第7章 委員会

(構成)

第33条 理事会の補助機関として委員会を置くことができる。

- 2 委員会は総会及び理事会の権限を侵すものではないものとする。
- 3 委員会は、副会長1名、理事1名以上、その他の委員で構成し、副会長が掌理する。
- 4 委員会の委員長は理事の中から会長が指名し、委員は正会員及び特別会員の中から理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 5 委員会に関して必要な事項は別に定める。

## 第8章 協力機関

(一般社団法人日本病院薬剤師会等との協力)

第34条 本会は、理事会の決議により、一般社団法人日本病院薬剤師会を協力団体とすることができる。

- 2 本会は、協力団体との連携協力により、本会の事業を推進し、実施することができる。
- 3 本会は、一般社団法人日本病院薬剤師会からの委託により代議員選挙及び補欠の代議員選挙を行い、本会の正会員の中から代議員を選出する。
- 4 代議員選挙及び補欠の代議員選挙に関し必要な事項は別に定める。

## 第9章 会計等

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(余剰金)

第36条 本会は、余剰金の分配を行うことができない。

(会計原則)

第37条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

- 2 本会の財産の管理及び会計処理に関し必要な事項は理事会で定める。

(事業計画及び予算)

第38条 事業計画及び予算は、毎事業年度開始前に理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第39条 事業報告及び計算書類は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、監事の監査を受け、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の書類のほか、監査報告及び計算書類の附属明細書を事務局に5年間備え置くとともに、会則及び会員名簿を事務局に備え置く。

## 第10章 事務局

(事務局の設置)

第40条 本会の事務を処理するために事務局を設置する。

- 2 事務局に職員を置くことができる。
- 3 職員は会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

## 第11章 会則の変更

(会則変更)

第41条 この会則は総会の決議によって変更することができる。

## 第12章 雑則

(細則)

第42条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は別に定める。

附則

1 この会則は平成28年2月28日より施行し、前会則は同日をもって廃止する。

制定 平成28年2月28日  
一部改正 平成29年6月18日